

江別市学生消防サポーター制度実施要綱

平成30年10月3日消防長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、大学生、大学院生又は専門学校生（以下「大学生等」という。）を江別市学生消防サポーター（以下「学生サポーター」という。）として登録し、消防職員や消防団員と共に防火及び防災活動に取り組むことにより、防災の担い手を養成し、もって地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による登録の対象となる者は、18歳以上の者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内にある学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校及び専修学校（以下「大学等」という。）に通学する者
- (2) 市外にある大学等に通学する者で市内に居住するもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか、消防長が適当と認める者

(申請)

第3条 学生サポーターとして登録しようとする者は、江別市学生消防サポーター登録申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて消防長に提出するものとする。

(登録)

第4条 前条の規定による申請を受理した消防長は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者に対し江別市学生消防サポーター登録証（第2号様式）を交付するものとする。

(活動)

第5条 学生サポーターは、ボランティアとし、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 消防長からの要請による活動
- (2) 消防長が適当と認めた自主的な活動

(装備品の貸出し等)

第6条 消防長は、学生サポーターが前条に規定する活動を行うときは、指定の装備品（以下「装備品」という。）を貸し出すものとする。

- 2 学生サポーターは、活動を行うときは、原則として装備品を着用しなければならない。
- 3 学生サポーターは、活動終了後、速やかに装備品を返却しなければならない。

(登録の抹消)

第7条 学生サポーターは、登録の抹消を申し出ることができる。

- 2 登録を抹消しようとする者は、江別市学生消防サポーター登録抹消申請書（第3号様式）により、消防長に申請するものとする。
- 3 消防長は、前項の申請により、登録を抹消するものとする。
- 4 消防長は、学生サポーターが次のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 学生サポーターが第2条に該当しなくなったとき。
- (2) 消防長が学生サポーターとして適当でないと認めたとき。

(個人情報保護)

第8条 学生サポーターの個人情報は、江別市個人情報保護条例（平成14年条例第8号）その他関係法令に基づき適切に取り扱うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際現にこの規程による改正前の要綱により定められた様式の内紙については、当面の間、これに所要の補正を加えて使用することができる。